

# 仕 様 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターにおける中央材料室業務・中央手術部業務・医療機器保守点検業務・内視鏡洗浄業務委託については、本仕様書に基づいて実施する。この仕様書に定めのない事項については、中央材料部長の指示に従う。

1. 委託業務名 地方独立行政法人岐阜県総合医療センターにおける中央材料室業務・中央手術部業務・医療機器保守点検業務・内視鏡洗浄業務委託

- 1) 業務委託時の条件
  - ①院内業務従事者のうち2人は、300床以上の病院で1年以上の手術器械セット組業務経験があり、1年間継続して勤務できるものであること。
  - ②医療機器保守点検の業務経験があること。
  - ③手術件数1日平均33件相当の業務を行うこと。
  - ④院内での洗浄業務または滅菌業務が不可能な場合、院外滅菌業務で対応可能なこと。
- 2) 契約期間 2026年4月1日から2027年3月31日まで
- 3) 院内勤務時間
  - ①中材業務 8:30～23:30間のシフト勤務
  - ②中央手術部業務 8:30～23:30間のシフト勤務
  - ③中央放射線部ハイブリッド手術室業務 8:30～23:30間のシフト勤務
  - ④医療機器保守点検管理業務 8:30～18:00間のシフト勤務
  - ⑤内視鏡洗浄業務および内視鏡洗浄装置の保守点検業務 9:00～18:00
  - ⑥日勤 8:30～17:15（うち休憩・休息60分）
- 4) 院内勤務を要しない日
  - ①土曜日・日曜日・祝祭日及び振替休日
  - ②年末・年始（12月29日～1月3日）
  - ③但し、休日が4日以上連続する場合、双方協議により休日勤務日を設定することができる。
  - ④勤務を要しない日でも、中央材料部長の指示がある場合は勤務を要することもある。
- 5) 委託場所 岐阜市野一色4-6-1

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター  
中央材料室・中央手術部・中央放射線部・MEセンター  
内視鏡室

## 2. 委託業務概要

### 1) 中央材料室業務

委託者の施設・機器設備を使用して、下記の業務を実施する。

- ①機器設備の運転、整備及び点検業務
- ②医療器械・器具及び医療材料の滅菌並びに関連業務
- ③手術器械関連業務
- ④清潔環境維持業務

### 2) 中央手術部業務(ハイブリッド手術室、心カテ室 1、南棟 A、B 手術室を含む)

委託者の施設・機器設備を使用して、下記の業務を実施する。

- ①滅菌（たき廻し）
- ②術間・術後の手術室清掃
- ③ピッキング業務
- ④補充業務
- ⑤手術部屋準備業務
- ⑥医療機器清拭簡易点検業務

### 3) 医療機器保守点検管理業務

委託者の施設・機器設備を使用して、下記の業務を実施する。

- ①MEセンターにおける医療機器の保守点検業務
- ②手術室における医療機器、器材の保守点検管理業務
- ③内視鏡室の内視鏡システム及び電気メスの保守点検業務
- ④ハイブリッド室の対象機器の保守点検業務
- ⑤南棟の対象機器の保守点検業務
- ⑥管理業務

### 4) 内視鏡洗浄業務

- ①内視鏡治療および検査後の器具の洗浄・乾燥処理および保管庫への収納
- ②内視鏡洗浄装置の保守点検・消耗品の交換

### 5) ラパロ用鉗子点検業務

腹腔鏡用鉗子の絶縁被膜の有無の点検

## 3. 中央材料室業務内容

### 1) 機器設備の運転、整備及び点検業務

- ①高圧蒸気滅菌装置、低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌装置、減圧沸騰洗浄装置  
低温プラズマ滅菌装置、ジェット式洗浄装置、超音波洗浄装置及びその他の

機器を運転操作し、日々点検整備及び清掃を行い、異常を発見した場合は、委託者の係員にその内容を連絡する。

- ②滅菌状況の確認は、滅菌保証に関するガイドラインに従って行う。
- ③毎月1回、各滅菌装置の定期自己点検を行う。
- ④毎回の運転時の滅菌工程の際、各滅菌感知テストを行う。(生物学的インジケータによる滅菌装置の滅菌状態テスト)
- ⑤毎日1回目の滅菌機運転前に、ボウイー・ディックテストを行う。

## 2) 医療機器・器具及び医療材料の滅菌並びに関連業務

- ①貸出し及び使用済み器材の返納受付業務
  - ・滅菌した医療器械・器具等を病棟、外来、その他指定部署へ毎日貸出す。
  - ・オートクレーブ対応器材については、一次洗浄から中央材料室で実施する。(感染症処理含む)
- ②返納された医療器械・器具及び医療材料の仕分、洗浄、乾燥、組立、滅菌を行う。
  - ・各部署の器械・器具
  - ・リネン類及び各種衛生材料・NICUタオル類
  - ・その他の依頼物品
- ③定期貸出しの器械・器具及び各種材料の組立・作成を行う。
- ④各科独自の器械・器具等の滅菌・消毒
- ⑤滅菌のための包装を行う。
- ⑥鉗子立、鑷子、各種器械・器具及びカスト類の点検管理を行う。

## 3) 手術器械関連業務

中央材料室滅菌業務の一環として、以下の手術器械関連業務を行う。

- ①手術器械の洗浄・乾燥処理
- ②手術器械の点検・メンテナンス、組立作成(中央材料室機能として可能な範囲)
  - ※ラパロ用鉗子の絶縁被膜の有無の点検を含む
- ③滅菌後の手術器械の払い出し、定位置への収納
- ④1点物及び点数の少ない器械・手術器械コンテナの滅菌確認(対象器械は手術室と相談のうえ決定)
  - ※21:00までに中央手術部より中央材料室に返却されたものは実施すること。
- ⑤麻酔器具の洗浄・乾燥処理
- ⑥業者借用器械の受け取り、受け取り後の洗浄(当日持込は除く)、包装、滅菌(各器械の写真を添付)、払い出し、使用後の洗浄、業者への返却
- ⑦滅菌物の期限切れ処理(月に一度の期限確認、再滅菌、定位置への収納)
- ⑧予定の手術室へ供給を行ったが、未使用で返却された滅菌物(器械)の定位置への収納(必要に応じて再滅菌を行う)
  - ※各部屋に収納される器械は看護師により収納

## 4) 清潔環境維持業務

①清潔環境を維持するため、毎日1回以上作業室内の清掃を行う。

②作業台やワゴン等の清拭を実施する。

③ゴミは分別回収し、所定の場所に運ぶ。

※ゴミには日付・部署名（手術室番号）・廃棄時間を記入

#### 4. 中央手術部業務内容

##### 1) 滅菌（たき廻し）

##### 2) 環境整備

①1日の手術終了後の手術室清掃（1室～11室・分娩室3・ハイブリッド手術室・南棟A、B手術室）（23：30まで）

※22：00最終受付

②術間の簡易清掃（入れ替え清掃）

③手術室内清掃は使用したコード類、スイッチ、タッチパネル等の清拭を含む

④ゴミ回収（手術室・フロア・ナースステーション・休憩室）

※中央手術部職員が行ったゴミ分別後、所定の位置に置かれたものを含む。

⑤汚物処理（血液ビン、尿バケツの洗浄）

⑥手術室フロア・AGV廊下・器材室・ナースステーション・洗浄室の一般清掃

⑦手洗い場の清掃（消毒薬）

⑧手洗い場の蛇口の出口表面をエタノールで清拭（毎日）

⑨手洗い場の蛇口のフィルター交換及び清掃（毎日）

⑩AGV搬送用廊下棚（毎月1回以上）の清拭

⑪器械台の清拭

⑫足台の洗浄（適宜）

⑬定期清掃一式（1室～11室・分娩室3）

・月1回 壁拭き、各部屋のベッド、点滴棒、キック台、無影灯、アームの清掃、各部屋の排気口（4面）の掃除機掛け、ステンレス壁・扉の油磨き

・その他プロテクター・イメージの清拭、FFPの水交換、シャワーヘッドの洗浄

##### 3) ピッキング業務

①1手術毎に必要なコンテナ・器械・診療材料のカート準備（各部屋への搬送）

②夜間カートストッカーの作成（外科・胸外・脳外・整形・帝王切開）

③空カートの作成

④1手術毎に必要なバック器械・持参器械の準備

⑤各科緊急手術用器材の準備

⑥麻酔指示手術の麻酔準備

##### 4) 補充業務

①診療材料の手術室への収納（使用されたSPD消費シール分の手術室各部屋以外の場所への収納）

- ②診療材料の補充（SPD 消費シール管理がされていない中央材料室保管の診療材料の定数チェック、補充）
- ③麻酔カートのトレーの交換、手術室への搬送
- ④小児麻酔カート・小児胸外麻酔カートの補充
- ⑤7室麻酔カートの補充
- ⑥挿管困難ワゴンの補充（一日に一回）
- ⑦麻酔器材の準備、収納（器材室）
- ⑧滅菌物の片付け
- ⑨使用パック診療材料・持参診療材料の収納
- ⑩手術室の基本トレーの交換及び SPD 倉庫への搬送（16:50～23:30）

#### 5) 手術部屋準備業務

- ①ベッドの作成（ベッド交換、シーツ等セッティング、床シーツ）
- ②必要機器の各手術に合わせた配置
- ③手術器械の台車への配置
- ④麻酔物品の定位置への配置
- ⑤蛇管・呼吸バックの麻酔器への取り付け
- ⑥麻酔器メディソープの交換
- ⑦翌日 AM 手術必要機器の手術室前への準備

#### 6) 医療機器清拭

- ①1日の手術終了後の手術室清掃時、各手術室の医療機器のモニター、タッチパネルの清拭を行う。

### 5. 医療機器保守点検管理業務内容

#### 1) 医療機器の保守点検業務

- ①医療機器貸出し及び返却受付業務（MEセンター業務のみ）
  - ・MEセンターでの機器貸出し、返却受けを行う。
- ②簡易点検（MEセンター業務では返却時点検）
  - ・返却された機器は、分解可能な範囲で清掃・消毒する。
  - ・感染症患者使用の機器は、院内感染症基準に従って消毒する。
  - ・使用后点検は、外観点検・セルフチェック・各種警報発生確認とする。（MEセンター内での日常点検）
  - ・院内に配置されているAEDの巡回点検を1回/日実施する。
  - ・対象の手術室常設機器に関しては1回/月で実施し、MEセンター管理機器に関しては、返却される毎に実施する。
  - ・また、点検時に手術室内対象機器の消耗品（光源ランプ、循環水）の補充が必要な場合は補充を行う。
  - ・ハイブリッド手術室、南棟 A、B 手術室の対象機器に関しても手術室同様に1回

／月で実施する。

- ・内視鏡室は電気メスのみを対象に簡易点検を行う。

### ③修理窓口業務（手術室に関しては医療機器全般に関して実施する）

- ・不具合機器の受付を行う。
- ・不具合点検及び、不具合確認を実施し、修理が必要か否か判断する。
- ・外部修理が必要な場合、病院職員を通じてメーカー等に修理依頼する。

### ④定期点検

- ・機種毎に点検周期を決めて、測定器等を使用して行う性能点検。

（点検内容は、機種毎の定期点検手順書内容に準拠する）

- ・定期点検に伴った機器の回収、返却を実施する。
- ・内視鏡室は内視鏡システム、電気メス（4台）対象。  
（内視鏡室の電気メスERBEに関しては、アルゴンガスを使用する装置と分離して、電気メス本体の機能のみを測定する。）
- ・点検実施時期に患者使用中であった場合や、メーカーへの修理を行っている場合などは、MEセンター返却時に定期点検を実施する。また、専用の測定器（7.費用区分を参照）を使用する機器に関しては、測定器の調整がつかない場合はMEセンター担当者と相談の上、次回点検時期まで延期とする。

### ⑤不具合点検

- ・機器の不具合や故障時に実施する。故障状況を把握するための性能点検。
- ・メーカー修理が必要か否かを判断し、修理が必要な機器は病院職員の担当者を通して修理依頼する。

### ⑥受け入れ点検

- ・新規購入機器や修理完了機器に対して、測定器等を使用して行う性能点検。

（点検内容は、機種毎の定期点検手順書内容に準拠する）

### ⑦医療機器の修理業務

- ・修理窓口業務において、管理対象医療機器の故障がある場合の院内修理の実施  
（メーカーライセンスの範囲とする）
- ・院内修理が不可能な修理については、病院職員を通じてメーカー等に修理を依頼する。

### ⑧不具合対応

- ・手術前、術中（患者入室後）に機器に不具合が発生した場合、状況確認を行い明確な判断が出来ない場合は機器を交換する。
- ・直接操作（患者使用中の機器の設定変更等）を行う不具合対応に関しては除く。

### ⑨内視鏡システムの保守点検

- ・中央放射線部、内視鏡室、救急外来の内視鏡システムを1回／週で行う。
- ・中央放射線部、救急外来での点検時は内視鏡室のファイバーを使用し行う。
- ・中央放射線部の内視鏡システムの清掃を1回／月以上行う（1回／週の点検時適宜）。

- ・内視鏡室の内視鏡システム背面の配線の接続を1回/月で確認を行う。

#### ⑩搬送・回収

- ・内視鏡システムの搬送に関しては、各関係師長より連絡を受け、対応を行う。  
内視鏡室⇔中央放射線部、内視鏡室⇔手術室、手術室⇔NICU、中央放射線TV室  
1⇔AG室への搬送・移動に伴うセッティング等を実施し、上記以外の搬送に関しては、随時協議の上実施する。
- ・3東病棟へシリンジポンプ（テルモ社製）の補充を随時行う。
- ・中央放射線部の輸液ポンプ、シリンジポンプを1回/週清拭、点検を行う。木曜日に交換器を搬送し、金曜日朝に職員が入れ替えを行い回収。点検後中央放射線部に返却を行う。

#### ⑪透析室業務

- ・1日2回(朝・昼)透析室の輸液ポンプ、シリンジポンプの日常点検を透析室内で実施する。
- ・休日の前日は夕方にも点検を行なう。(1日3回)

#### ⑫物品管理業務

- ・手術室内に常備されているモニター関連のコード類を定数管理する。

### 2) 保守点検対象医療機器の種類、台数及び点検区分(別表1)

機種	常設部署	概数	定期点検	簡易点検	返却時点検	不具合点検
人工呼吸器	MEセンター NICU	85	2回/年	—	—	—
輸液ポンプ	MEセンター	269	1回/年	—	随時	随時
シリンジポンプ	MEセンター	341	1回/年	—	随時	随時
低圧持続吸引器	MEセンター	39	1回/年	—	随時	随時
ドリップアイ	外来	20	1回/年	—	随時	随時
パルスオキシメーター	病棟、外来	27	1回/年	—	随時	随時
除細動器	病棟、外来、OP	25	2回/年	—	—	随時
AED	各設置場所	26	—	—	—	随時
体外式ペースメーカー	病棟、OP、HB室	13	2回/年	—	随時	随時
血栓予防治療器	病棟、OP	72	1回/年	—	随時	随時
電気メス	外来、OP HB室	37	1回/年	1回/月	—	随時
ベッドサイドモニター	病棟、外来	94	1回/年	—	随時	随時
内視鏡システム	外来、OP	22	1回/年	1回/月 (OP) 1回/週 (外来)	—	随時
輸血ポンプ	OP、HB室	6	2回/年	—	—	随時
血液加温器	OP、HB室	15	1回/年	1回/月	—	随時
温風式患者加温装置	OP	13	1回/年	1回/月	—	随時
高低体温維持装置	OP	13	1回/年	1回/月	—	随時

超音波手術器	OP	8	1回/年	1回/月	—	随時
体温維持装置	OP、HB室	2	—	1回/月	—	随時
手術台	OP	19	—	—	—	随時
FFP解凍器	OP	2	—	1回/月	—	随時
生食カスト	OP	3	—	1回/月	—	随時
駆血帯	外来、OP	3	—	1回/月	—	随時
吸入コンプレッサー	OP	1	—	1回/月	—	随時
IPCドリル機械	OP	3	—	1回/月	—	随時
エースクラップ	OP	1	—	1回/月	—	随時
バリオサージ/インプランター	OP	1	—	1回/月	—	随時
TPSドリルシステム	OP	2	—	1回/月	—	随時
経腸栄養ポンプ	病棟	32	—	—	随時	随時

### 3) 手術室機器定期消耗部品交換 (別表 2)

①以下の機種に関して消耗部品をメーカー指定の交換時期に実施する。

機種	消耗品名称
温風式患者加温装置 (OP 室)	フィルター交換
高低体温維持装置 (OP 室)	循環水交換
内視鏡システム (OP 室)	光源交換
血液加温器 (OP 室)	循環水交換

②麻酔器、麻酔モニターに関する消耗品に付随したトラブル対応を実施する。

4) 手術室対象特殊手術器材の洗浄後点検、動作確認

- ①別表 3 における特殊器材について、洗浄後随時点検を実施し滅菌依頼する。
- ②機器本体（超音波手術器、電動手術用ドリル）に接続して使用する特殊器材については、決められた滅菌回数ごとに動作確認を実施してから滅菌依頼する。
- ③不具合が発生した特殊器材（超音波吸引器プローブ、電動手術用ドリル等）は、機器本体に接続して動作確認を実施する。

5) 管理業務

- ①運営マニュアルの作成及び内容変更に伴う見直しを実施する。
- ②問題点の指摘と改善案の作成。

別表 3 点検が必要な滅菌器材

科名	器械名
ドリル類	エースクラップドリル(ハイラン)
	充電式ドリル(コリブリ)
	新 TPS ドリルセット
	TPS マイクロドリル 椎弓用
	TPS マイクロドリルボーンソーシェーバードリル
	気動ドリル (オシレーター)
	ストライカーシェーバー
	ストライカーイリゲーションリモコン
	マイダスレックス
	電動マイダス
	プリマド2
	ストライカー(スターナムソー)
	ストライカー(いちょう刃)
	小児胸外ボーンソー
	Holep バーサカット
パリオサージ	

	インプランタープロ プラスコード
	インプランタープロ プラスアタッチメント
	エースクラップ電動ドリルホース
	エースクラップ骨切りドリル
	エースクラップアタッチメント (単品)
	エラン4 抜歯セット
	エラン4 顎骨セット
	エラン4 骨切りセット
	オステオンドリル
	X P S シェーバー
	電動ダーマトーム
	インディゴドリル
内視鏡類	光源コード (オリンパス)
	光源コード (オリンパス TUR 用)
	光源コード (ストライカー)
	光源コード (ストルツ) オート
	光源コード (ストルツ) プラズマ
	外科用カメラコード (オリンパス)
	TUR 用カメラコード (オリンパス)
	1288 カメラコード (ストライカー)
	1488 カメラコード (ストライカー)
	1588 カメラコード (ストライカー)
	1688 カメラコード (ストライカー)
	脳下用カメラコード (ストルツ)
	子宮鏡
	フレキシブル (5 mm)
	ハイビジョンフレキシブル (10 mm)
	エンドアルファ (5 mm) 0° ・ 30°
	エンドアルファ (10 mm) 0° ・ 30°
	ハイビジョンエンドアルファ (10 mm)
	脳外用軟性鏡
	腎盂尿管ビデオスコープ
膀胱ビデオスコープ	
腎盂尿管ファイバー	
	電気メスモノポーラコード(黒)

	円錐用電気メスコード
	モノポーラコード(da vinci)
	バイポーラコード(da vinci)
	バイポーラコード(MERA)
	耳鼻科用バイポーラコード(MERA)
	バイポーラコード(ミズホ)
	バイポーラコード(ERBE)
	バイポーラコード(エルマン)
	バイポーラコード(パワースター)
	バイポーラコード(マリス)
	バイポーラコード(バイコアグ)
	バイポーラ鑷子(MERA)
	バイポーラ鑷子(ミズホ)
	バイポーラ鑷子(ERBE)
	バイポーラ鑷子(エルマン)
	バイポーラ鑷子(ストライカー)
	バイポーラ鑷子(マリス)
	パワースター
	ジアテルミーコード(灰色)
	鉗子セット用電気メスコード
	バイクランプ
	VIO バイポーラレゼクトセットコード
	エルマン電メス先7点セット内コード
	エースクラップコード
	ペースメーカーリード線
	凝固通し用コード
	DCパドル(大人用)
	DCパドル(小児用)
	DCパドル(新生児用)
超音波類	ハーモニックシルバーハンドピース
	ハーモニックブルーハンドピース
	ソニックビート
	ソノサージ5点・7点
	ドップラー
	流量計(各種)

	エクセルキューサー
	エコプローベ

## 6. 内視鏡洗浄業務

- 1) 内視鏡治療および検査後の器具の洗浄・乾燥処理および保管庫への収納
- 2) 内視鏡洗浄装置の保守点検・消耗品の交換

## 7. 費用区分

### 1) 点検に必要な専用測定器について

①受託業者の負担として、下記専用測定機器を常備又はスポット的に持ち込んで点検を実施する。

・ 輸液ポンプ解析装置（4ch）	常備
・ 体外式ペースメーカー解析装置	スポット
・ 除細動器解析装置	スポット
・ 電気メス解析装置	スポット
・ 電気安全解析装置（漏れ電流チェッカー）	常備
・ デジタルテスター	常備
・ 電気メスコードテスター	常備
・ 熱電対温度計	常備
・ AV インパルス校正キット	常備
・ 模擬波形発生装置	常備
・ 絶縁不良検知器	

②フローアナライザー（人工呼吸器解析装置）は委託者の負担とする。また、1年に1回のメーカー推奨時期に校正を行ったものを点検で使用する。

③パルスオキシメーターチェッカーは委託者の負担とする。

④性能点検に使用する専用測定器はメーカーなどの校正を受け、異常ないものを使用すること。

- 2) その他業務遂行上必要とする光熱水費、事務用品、工具、治具、医療機器交換部品、消耗品等については委託者の負担とする。

## 8. 報告書の作成及び点検書類の確認

### 1) 日報、月報の作成

①中央材料室および内視鏡室における日々の業務内容を日報として作成し、受託者の管理責任者による確認を実施のうえ、書面にて保存をする。また確認の結果、特記事項があった場合は委託者へ早急に報告を行い、併せて月報にて書面での報告を実施する。

②月報を作成のうえ、翌月10日までに委託者へ書面にて報告を行う。

## 2) 定期点検業務の報告書作成

①受託者は、委託側の設備を使用して業務を遂行するにあたり、各設備の点検結果を書面にて記録し、受託者の管理責任者が日々確認を行う。

②点検結果の記録は、委託者からの要望に応じて提示できるようにしておく。

## 3) 報告書の確認については、以下の別表4を参照する。

別表4 報告書及び確認者

報告書	確認者
日報	受託者管理責任者（※必要に応じて委託者）
月報	委託者
圧力容器自主点検表	委託者
滅菌機運転記録表（AC、EOG、PZ）	受託者管理責任者（※必要に応じて委託者）
期限切れ確認チェック（中央材料室）	受託者管理責任者（※必要に応じて委託者）
期限切れ確認チェック（中央手術部）	委託者、受託者
定期清掃チェック表	委託者、受託者
清掃手順及びチェック用紙	受託者管理責任者（※必要に応じて委託者）
各種設備機器点検記録	受託者管理責任者（※必要に応じて委託者）

## 9. 受託者の責任

### 1) 受託者は、従業員のユニフォームと駐車場を負担する。

但し、中央材料室・手術室・内視鏡室内での作業衣は委託者の指定した服装に名札を着用し、且つ清潔を保持しなければならない。

### 2) 法令の遵守

受託者は、業務を遂行するに当たり関係法令を遵守し、患者サービスに努めなければならない。

### 3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、委託者の信用を失墜させる行為をしてはいけない。

### 4) 業務責任者の専任等

受託者は、管理責任者を専任し、保有資格及び業務経歴を含んだ内容を書面にて委託者に届けなければならない。管理責任者は、契約内容の履行管理、従業員の監督、関係部署との連絡調整を行う。

受託者は、業務遂行をするに当たり、従事する者の名簿を事前に委託者に提出する。委託者からの要望に応じて、中央材料室部署会議、中央材料室委員会、中央手術部主師会など、業務運営上必要な会議へ参加する。上記会議等開催時に、受託者管理責任者が不在である場合は、管理責任者の代行が対応を行う。

また、中央材料室および内視鏡室における病院設備にて修理が発生した場合、委託者へ報告のうえ、院内での必要な手続き・承認を得るための情報提供などを行う。

## 5) 教育訓練

受託者は、委託者が実施する研修会に要請があった場合は参加してその内容を従業員に周知すること。参加が出来ない場合は、委託者が実施する研修内容を従業員に周知し、その結果を委託者に報告すること。また、従業員に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、委託者の管理運営に支障を来たさないよう万全を期する。また教育は委託者へ報告のうえ連携を取り、教育計画を立てて実施し、実施結果は書面にて委託者に報告する。

## 6) 健康管理

当該作業従事者は、医療従事者と同様に、感染症の感染源になる可能性および曝露者になる可能性があるため、受託者は当該作業従事者に対して以下の対応を行うこととする。

### (1) 健康診断の受診

年1回以上の胸部X線検査を含む定期健康診断を受けさせること

### (2) 健康管理

体調のチェックを毎日行い、以下の症状がある場合には、作業責任者に報告し、医療機関で診察を受けること。

また、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者および家族等の周辺に濃厚接触者が出た場合は、委託者の指定に応じた報告を行うこと。

- ・発熱
- ・咳、喉の痛み
- ・嘔吐、下痢
- ・息切れ
- ・咽頭痛
- ・筋肉、関節の痛み
- ・強い倦怠感
- ・味覚、嗅覚の異常
- ・家族の体調不良

当該作業従事者が、休暇を取る必要がある場合は就業制限を行い、業務に支障を来すことがない対応を行うこと。

### (3) ワクチン接種歴の確認、接種歴のない場合の抗体検査とワクチン接種

当該作業従事者は、医療従事者と同様に、特定のウイルス感染症（麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎）に対する免疫を有していること。

そのため、各種免疫の有無を事前に把握するために、当該作業従事者は作業に従事する前に、別紙「予防接種（ワクチン接種）調査票」（添付書類含む）を提出すること。

また、各種免疫を有することが確認できない場合※には、年度当初（中途配置の場合には配置当初）に抗体価検査を行い、その結果に応じて下表に示す回数のワクチン接種を行うこと。

	検査法	2回接種	1回接種	接種不要
麻しん	PA法	<16倍	≧16倍、<256倍	≧256倍
	NT(中和)法	<4倍	4倍	≧8倍
	EIA法 IgG	陰性 (<2.0)	(±) (≧2.0、<16.0)	≧16.0
風しん	HI法	<8倍	8倍、16倍	≧32倍
	EIA法 IgG	陰性 (<2.0)	(±) (≧2.0、<8.0)	≧8.0
水痘	IAHA法	<2倍	2倍	≧4倍
	EIA法 IgG	陰性 (<2.0)	(±) (≧2.0、<4.0)	≧4.0
	NT(中和)法	<2倍	2倍	≧4倍
おたふく	EIA法 IgG	陰性 (<2.0)	(±) (≧2.0、<4.0)	≧4.0

B型肝炎	CLIA法	10mIU/mL以上でなければ3回接種
------	-------	---------------------

※麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜは各2回、B型肝炎は3回のワクチン接種歴がない

#### 7) 災害対策マニュアルの遵守

委託者は、岐阜県指定の基幹災害医療センターであることから、委託者が定める災害防止対策に協力しなければならない。また、災害等が発生した場合は、「岐阜県総合医療センター災害対策マニュアル」等委託者の規定を遵守しなければならない。業務に支障を来す場合には、双方協議するものとする。

#### 8) 施設管理

受託者は、業務中故意または重大な過失により委託者の財産に損害を与えた場合は、受託者の責任において直ちに原形に復するものものとする。

#### 9) 施設管理運營業務

委託者が実施する消防訓練及び、その他施設運営上必要な行事、業務への参加については、双方協議の上決定する。

#### 10) 非常時の対応

受託者は滅菌センターを有し滅菌業務を行うことができ、かつ滅菌を依頼した被滅菌物を24時間以内に委託者の場所まで届けることが可能なこと。

#### 10. 調査報告義務

委託者は、この業務に関し必要がある場合は、受託者に対して調査、改善、報告を求めることができる。この場合、受託者は直ちに調査、改善、報告に応じなければならない。

#### 11. 代行保証

受託者は、火災、労働争議、業務停止等の事情により、委託業務の全部または一部の

遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者を指定し、当該代行者と代行保証契約を締結しておかなければならない。

なお、契約書の写しを提出するものとする。

## 12. 協議

この仕様書に記載されていない事項に関して疑義が生じた場合は、双方協議の上これを解決する。

## 特記仕様書

### 1 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

### 2 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。